
大山崎町上下水道事業審議会

第3回審議会資料

令和7年 1月27日

大山崎町 上下水道課

CONTENTS

(下水道事業)

～投資・財政計画～

- 1.下水道事業の経営原則
- 2.投資・財政計画
- 3.京都府下の事業者との比較（公共下水道）
- 4.国の動向
- 5.今後の流れについて

1. 下水道事業の経営原則

<下水道事業の経営原則>

独立採算の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。(地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条)

(地方財政法第6条)

(国土交通省HPより)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

1. 下水道事業の経営原則

<下水道事業の経営原則>

雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則。

- 「雨水公費」とは、雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
- 「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費(使用料)により負担。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

●使用料収入で賄えていない不足分を一般会計からの繰入金（基準外繰入金）等で補填。

	(汚水私費)	(雨水公費)
(経費)	私費負担部分	公費負担部分
(財源)	使用料収入	繰出基準に基づく繰入金
	繰出基準に基づかない繰入金	一般会計繰入金

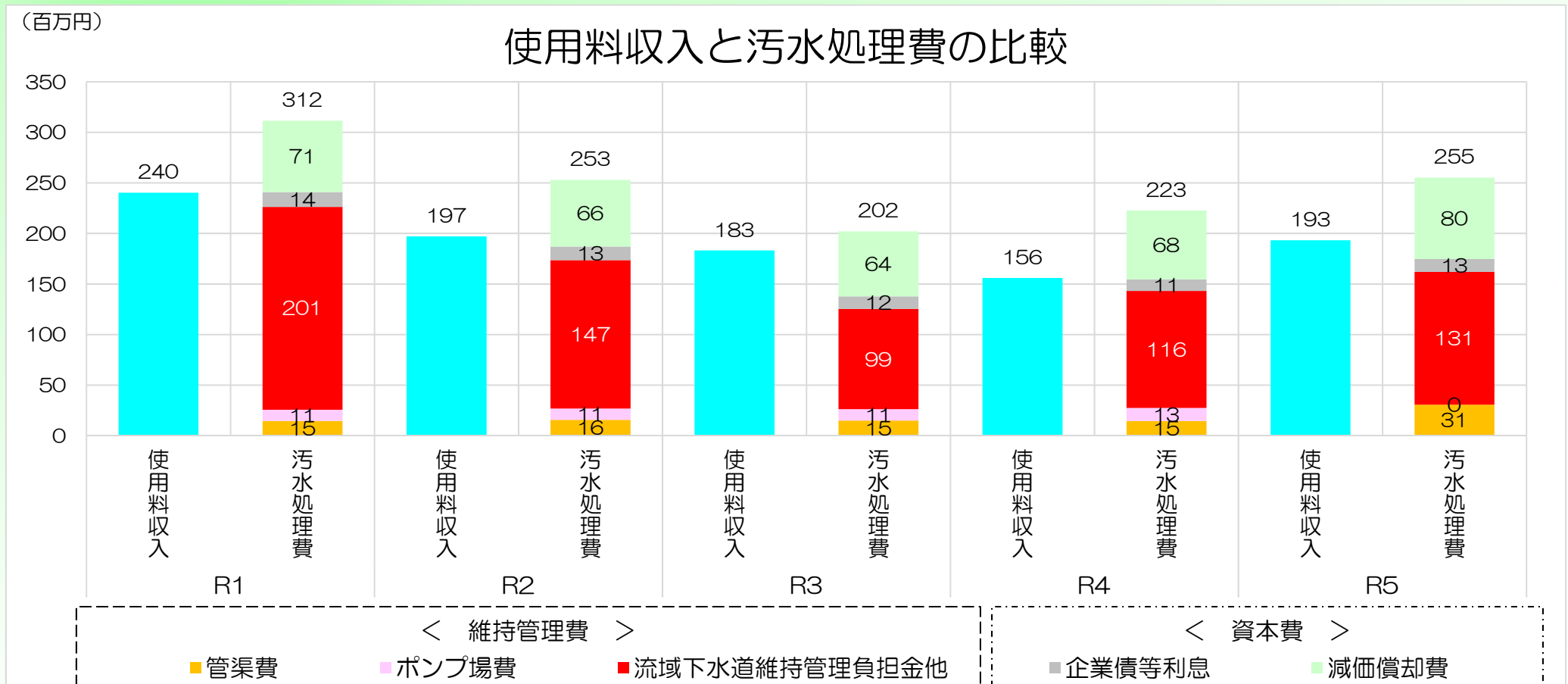
(国土交通省HPより)

⇒ 「独立採算の原則」に反している。

1. 下水道事業の経営原則

＜使用料収入と汚水処理費の比較＞

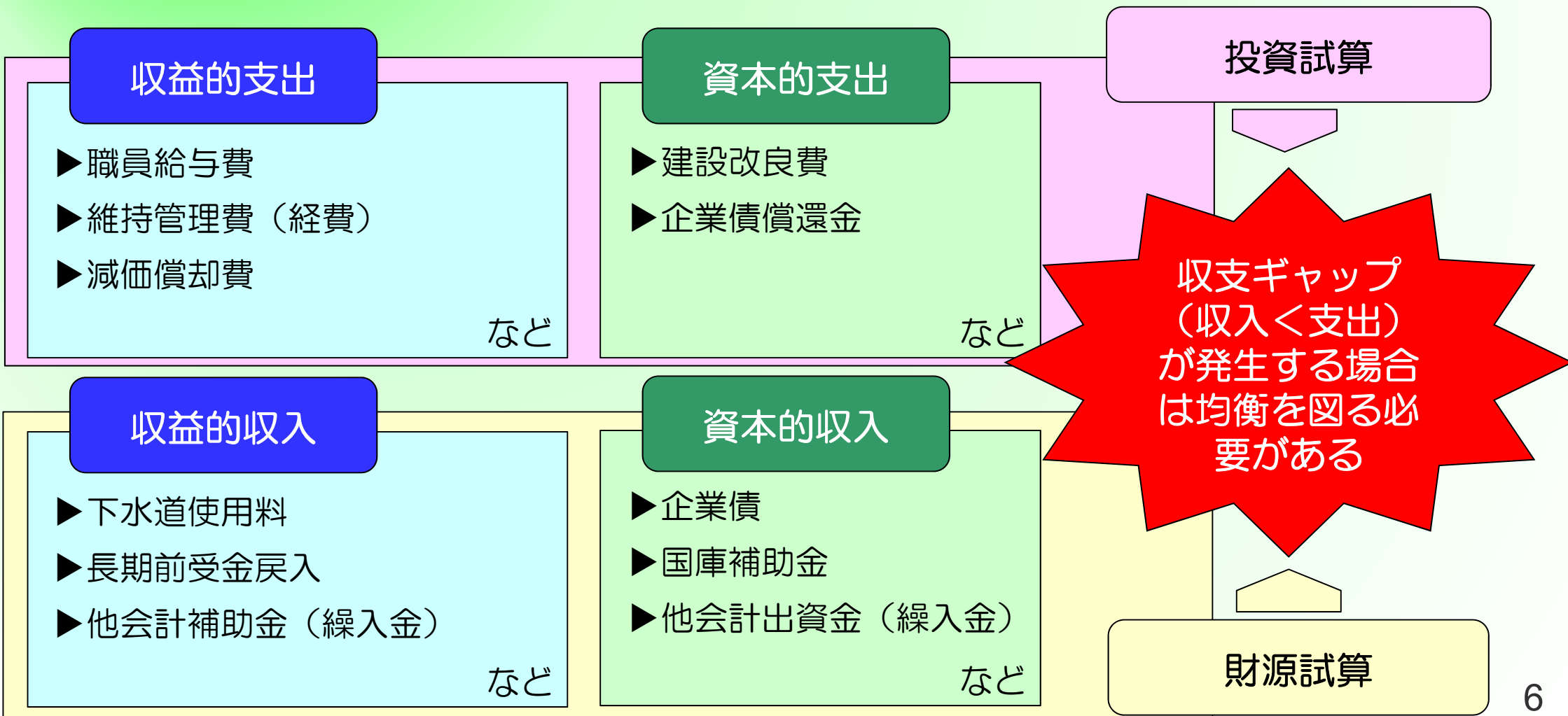
- 直近5年間に於いて、汚水処理にかかる費用を使用料収入で賄えていない状況にある。
- 汚水処理費は維持管理費と資本費に区分され、維持管理費が60%以上を占めており、中でも流域下水道維持管理負担金他が大きく約1億円以上である。



2.投資・財政計画

<投資・財政計画とは>

●投資・財政計画とは、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資試算)と、財源の見通しを試算した計画(財源試算)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。



2.投資・財政計画

<前提条件>

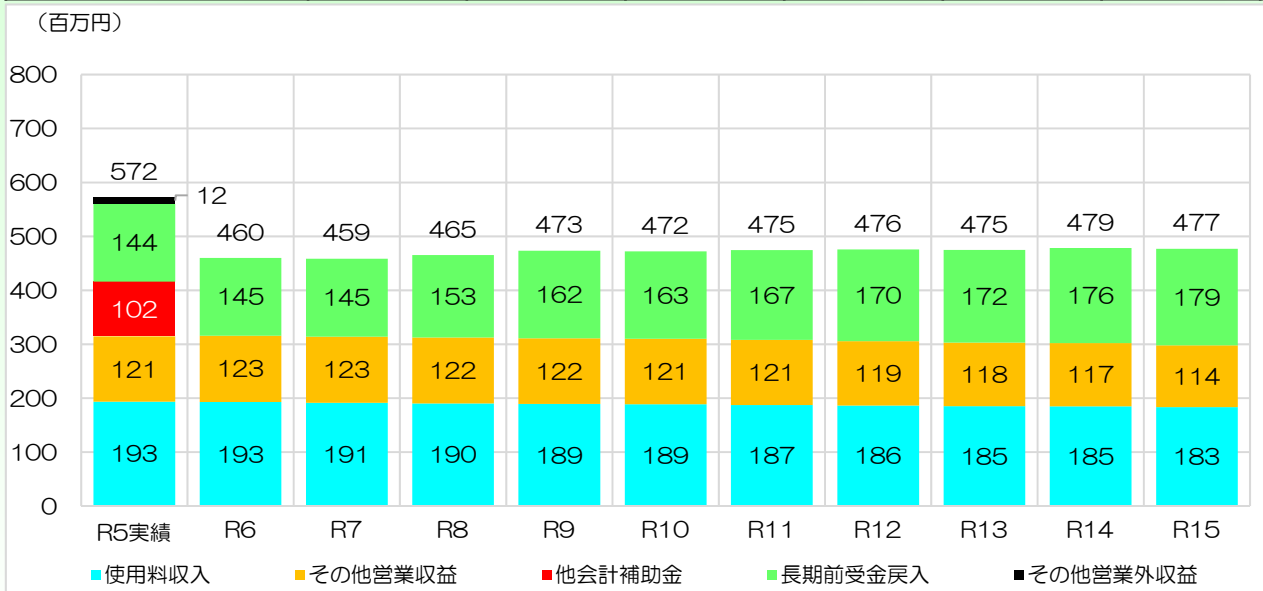
●主な項目について、下記の条件で投資・財政計画を作成する。

主な項目	前提条件
①下水道使用料	上水道有収水量を基に算出した下水道有収水量に、 使用料改定は行わず 、R5使用料単価を乗じて算出。
②職員給与費・経費	R5決算を基準に物価上昇率（対前年度比+0.5%）を乗じて算出。 流域下水道維持管理負担金は下水道有収水量を基に算出した処理水量にR5単価を乗じて算出。
③企業債・国庫補助金	建設改良費の1/2程度。
④建設改良費	主にストックマネジメント計画に示される費用を計上。 流域下水道建設負担金は毎年10百万円/年を計上。
⑤基準外繰入金	「独立採算の原則」に則り、 基準外繰入金は見込まない 。
⑥基準内繰入金	「雨水公費の原則」に則り、雨水費用は基準内として同額を一般会計から計上。

2.投資・財政計画

<収益的収入>

(百万円)	R5実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	傾向
使用料収入	193	193	191	190	189	189	187	186	185	185	183	Ⓣ
その他営業収益	121	123	123	122	122	121	121	119	118	117	114	Ⓣ
他会計補助金	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
長期前受金戻入	144	145	145	153	162	163	167	170	172	176	179	↗
その他営業外収益	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
合計	572	460	459	465	473	472	475	476	475	479	477	↗



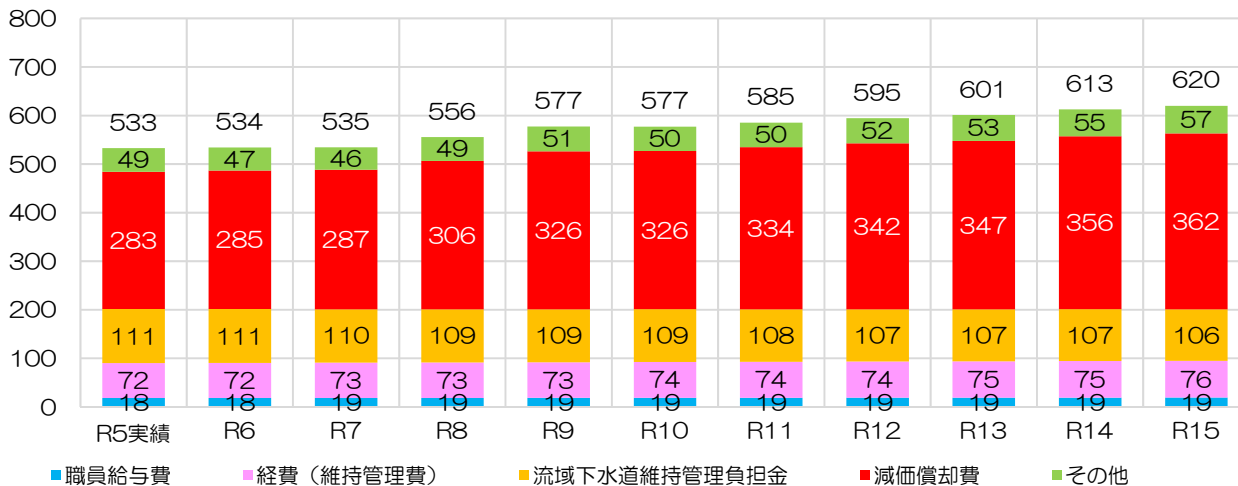
- 使用料収入は減少傾向で年間約1.8億円。
- 収益的収入は増加傾向で年間約4~5億円。

2.投資・財政計画

<収益的支出>

(百万円)	R5 実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	傾向
職員給与費	18	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	↔
経費（維持管理費）	72	72	73	73	73	74	74	74	75	75	76	↔
流域下水道維持管理負担金	111	111	110	109	109	109	108	107	107	107	106	↓
減価償却費	283	285	287	306	326	326	334	342	347	356	362	↔
その他	49	47	46	49	51	50	50	52	53	55	57	↔
合計	533	534	535	556	577	577	585	595	601	613	620	↔

(百万円)



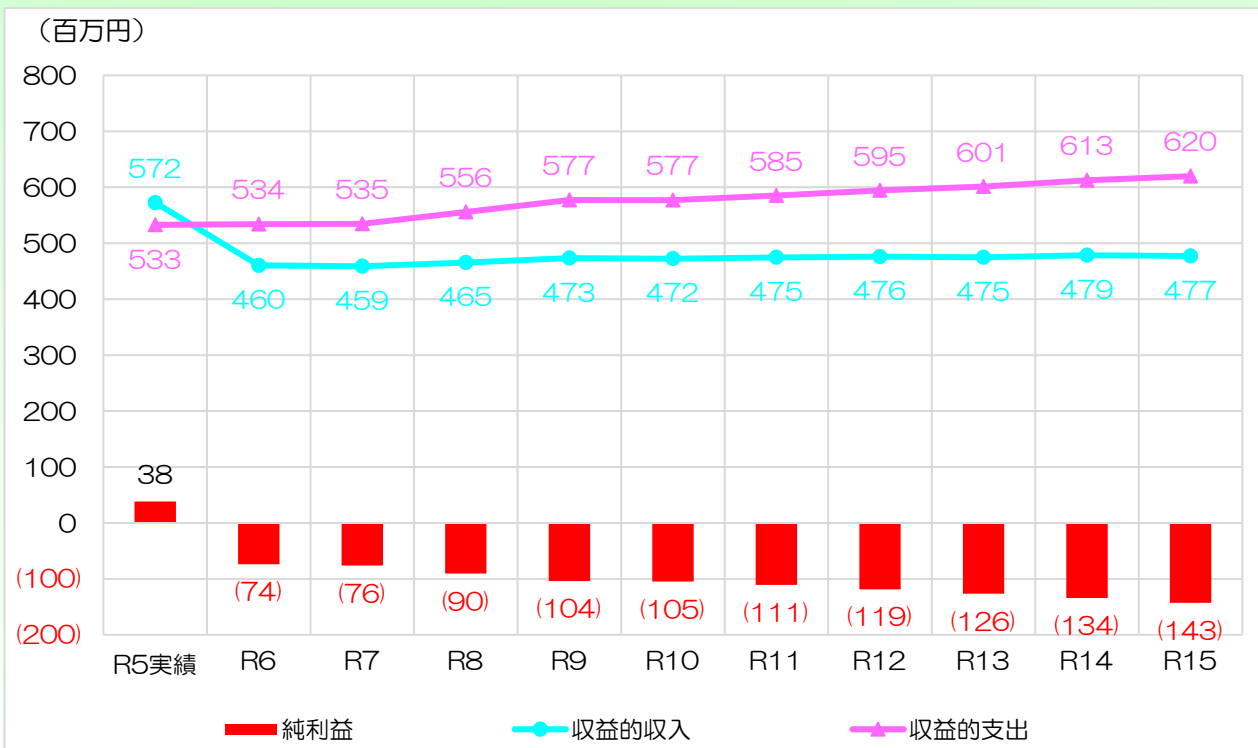
●減価償却費が全体の半分以上を占め年間約3.5億円、次いで流域下水道維持管理負担金が年間約1億円。

●収益的支出は増加傾向で年間約6億円。

2.投資・財政計画

<収益的収支>

(百万円)	R5 実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	傾向
収益的収入	572	460	459	465	473	472	475	476	475	479	477	↘
収益的支出	533	534	535	556	577	577	585	595	601	613	620	↗
特別損失	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
純利益	38	-74	-76	-90	-104	-105	-111	-119	-126	-134	-143	↘

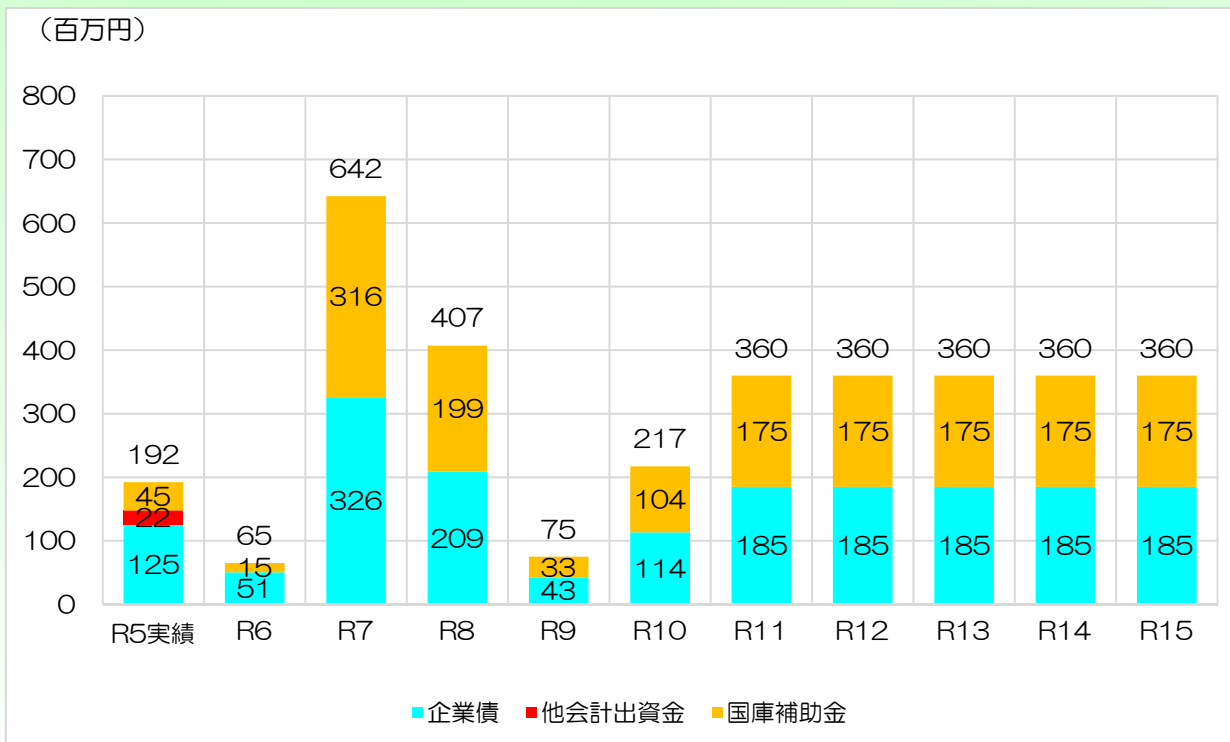


●使用料改定は行わず基準外繰入金を見込まない場合、収益的収支で赤字の見通し。

2.投資・財政計画

<建設改良費の財源>

(百万円)	R5 実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	傾向
企業債	125	51	326	209	43	114	185	185	185	185	185	⇒
他会計出資金	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
国庫補助金	45	15	316	199	33	104	175	175	175	175	175	⇒
合 計	192	65	642	407	75	217	360	360	360	360	360	⇒

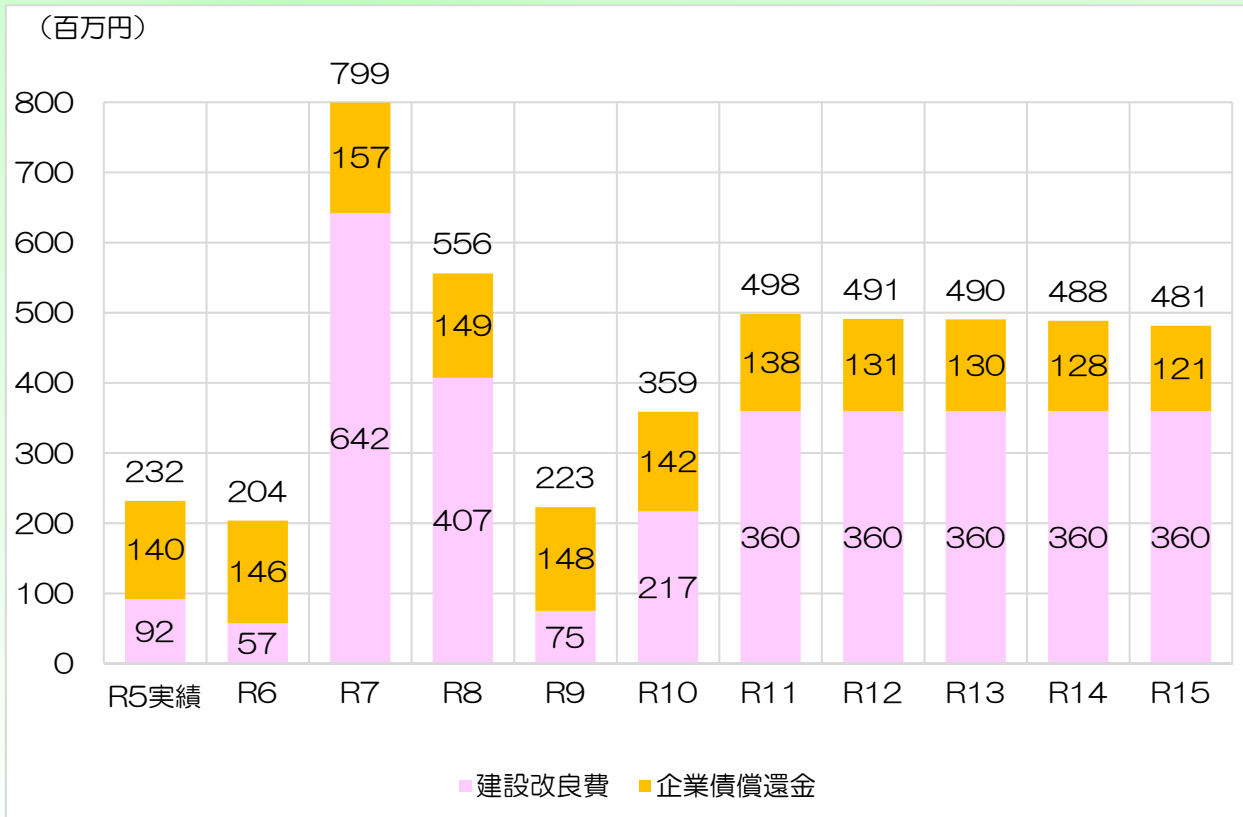


●建設改良費の財源は、企業債と国庫補助金を見込む。

2.投資・財政計画

<資本的支出>

(百万円)	R5 実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	傾向
建設改良費	92	57	642	407	75	217	360	360	360	360	360	⇒
企業債償還金	140	146	157	149	148	142	138	131	130	128	121	ㇿ
合 計	232	204	799	556	223	359	498	491	490	488	481	ㇿ

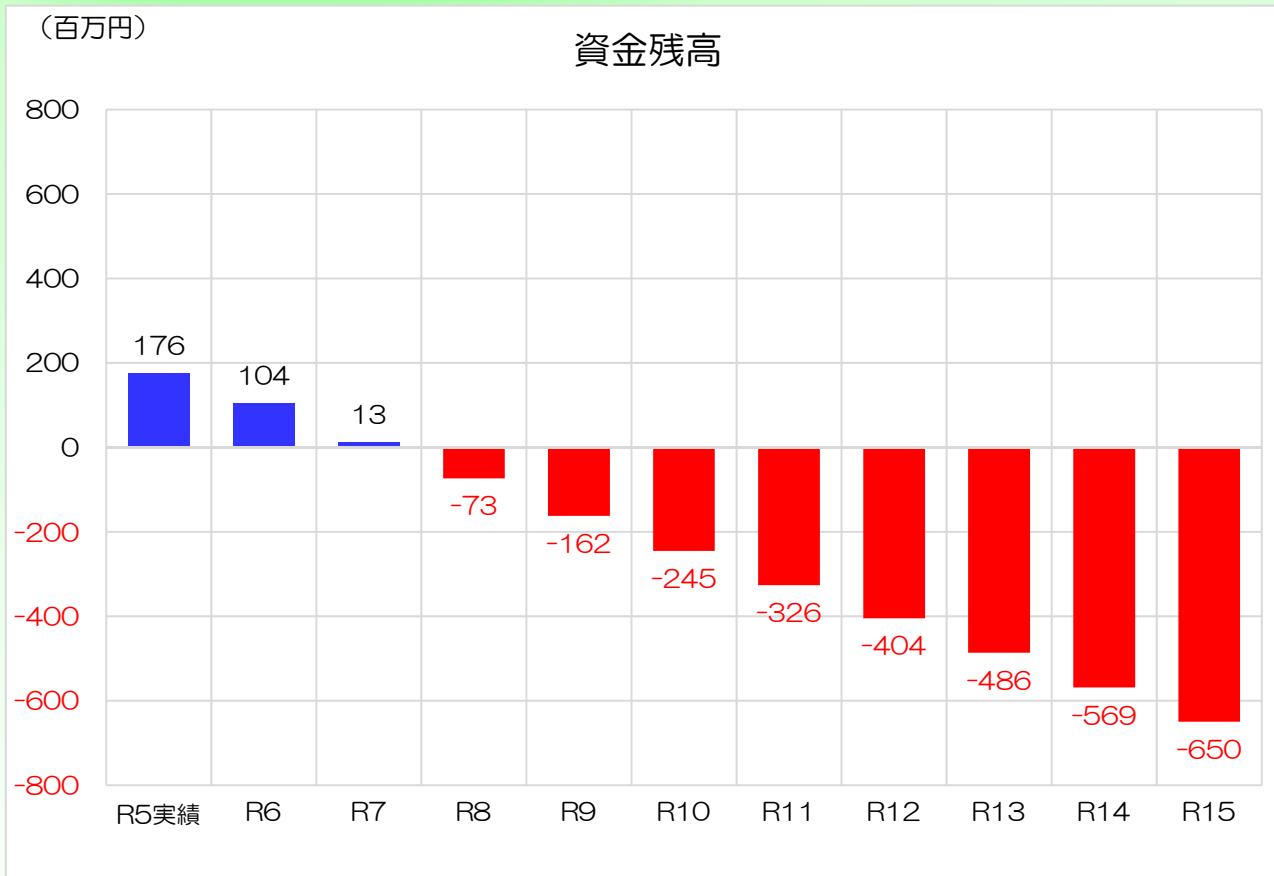


●建設改良費3.6億円/年と企業債償還金1億円/年で約4億円を超える資本的支出が発生する見込み。

2.投資・財政計画

<資金残高>

(百万円)	R5 実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	傾向
資金残高	176	104	13	-73	-162	-245	-326	-404	-486	-569	-650	↓
うち基準外繰入金	108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

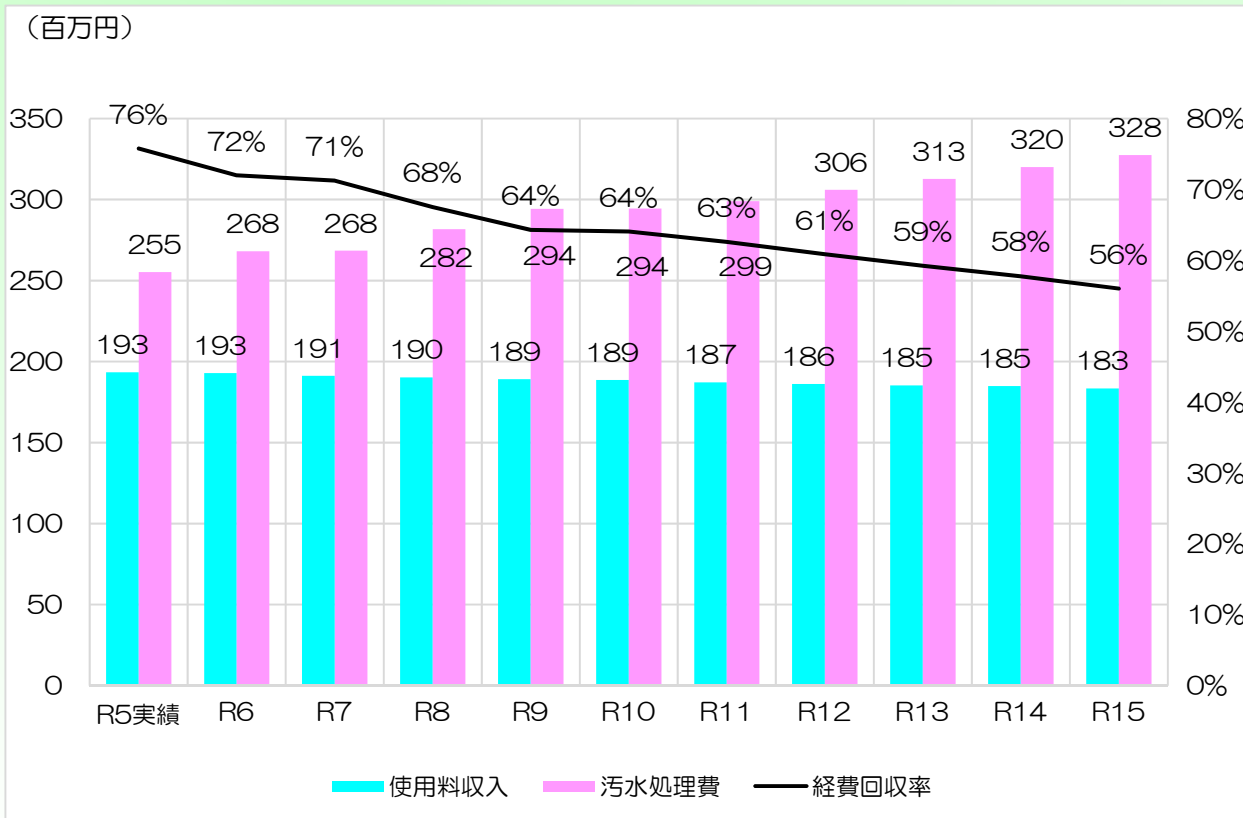


●現行使用料で他会計からの繰入がない場合、R8から資金ショートする見込み。

2.投資・財政計画

<経費回収率>

(百万円)	R5実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	傾向
①下水道使用料	193	193	191	190	189	189	187	186	185	185	183	↓
②汚水処理費	255	268	268	282	294	294	299	306	313	320	328	↑
③経費回収率 ③=①/②×100	76%	72%	71%	68%	64%	64%	63%	61%	59%	58%	56%	↓



●使用料収入は緩やかに減少し年間約1.9億円、汚水処理費は増加し年間約3億円。

●現行使用料のままでは経費回収率は現状の76%からさらに低下する。

2.投資・財政計画

<結果から確認できる状況と課題>

収益的収支

収入は減少

- ▶ 下水道使用料収入の減少
- ▶ 長期前受金戻入の増加
- ▶ 他会計補助金は見込まない

支出は増加

- ▶ 減価償却費の増加
- ▶ 職員給与費・経費の増加

収益的収支の赤字

資本的収支

収入は一定

- ▶ 企業債と国庫補助金は一定
- ▶ 他会計出資金は見込まない

支出は減少

- ▶ 建設改良費は一定
- ▶ 企業債償還金は減少

収支ギャップの発生
資金残高のショート

経営指標

- ▶ 経費回収率の低下
- ▶ 企業債残高の増加、企業債利息の増加

収益的収支に着目して検討

2.投資・財政計画

<収支ギャップの発生について>

収支ギャップの発生（資金残高のショート）

経営戦略の策定においては、投資試算と財源試算に収支ギャップ（資金残高不足等）が発生する場合、その解消を検討する必要がある。

収入について

- ▶ 下水道使用料の見直し
- ▶ その他の収入源の確保

など

支出について

- ▶ 事業の優先順位の検討、再平準化
- ▶ 経費の削減

など

更なる検討事項

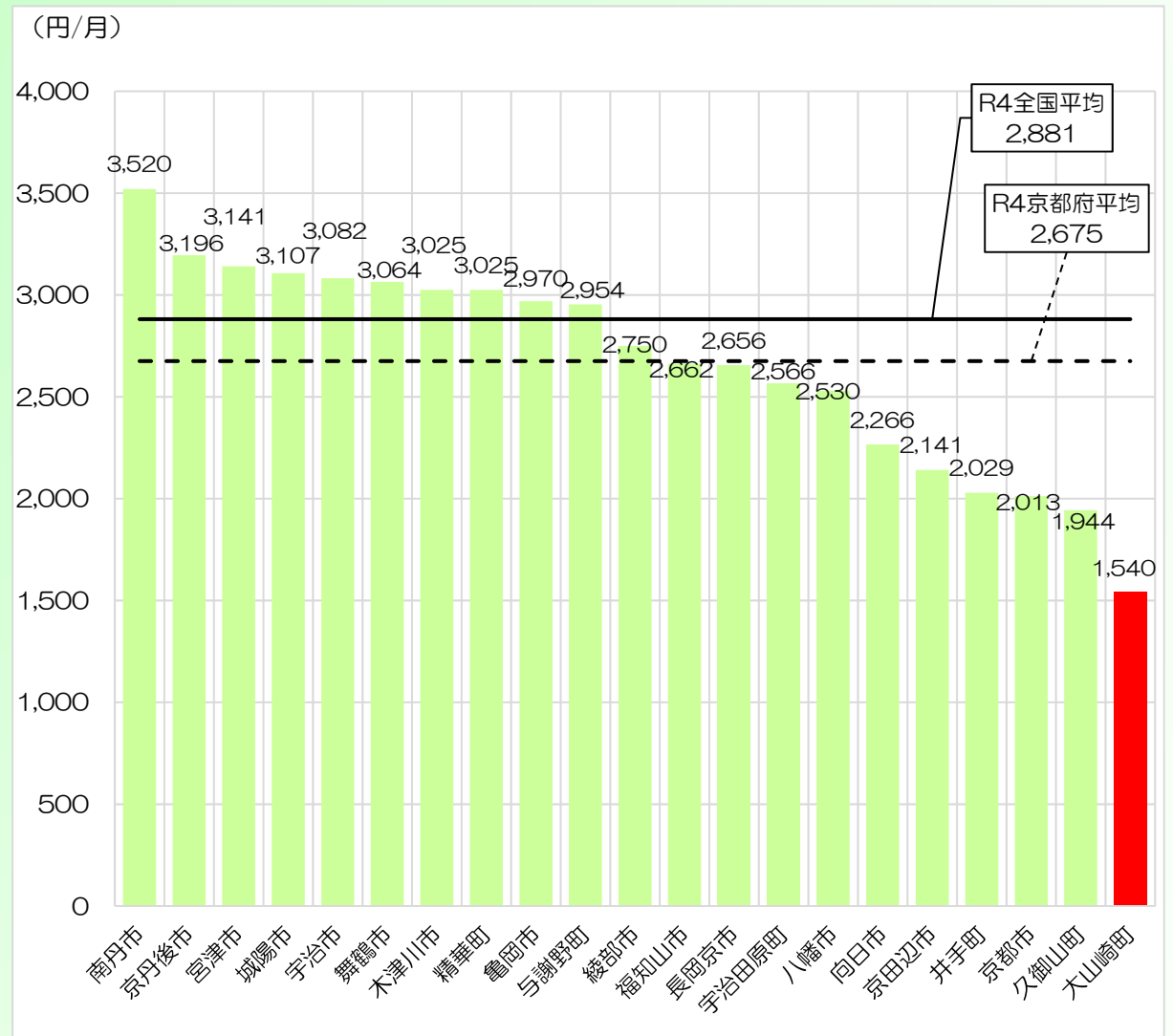
- ▶ R5年度以降の公営企業会計適用後には、5年に1回「下水道使用料の改定の必要性に関する検証」を行い「経費回収率の向上に向けたロードマップの策定」が必要

3.京都府下の事業体との比較（公共下水道）

<R4下水道使用料>

●1か月20m³あたりの下水道使用料は京都府下で最も安価で1,540円。

	円/月		円/月
南丹市	3,520	長岡京市	2,656
京丹後市	3,196	宇治田原町	2,566
宮津市	3,141	八幡市	2,530
城陽市	3,107	向日市	2,266
宇治市	3,082	京田辺市	2,141
舞鶴市	3,064	井手町	2,029
木津川市	3,025	京都市	2,013
精華町	3,025	久御山町	1,944
亀岡市	2,970	大山崎町	1,540
与謝野町	2,954	R4全国平均	2,881
綾部市	2,750	R4京都府平均	2,675
福知山市	2,662		



(R4地方公営企業年鑑（総務省）より、公共下水道における1か月20m³あたりの下水道使用料)

3.京都府下の事業体との比較（公共下水道）

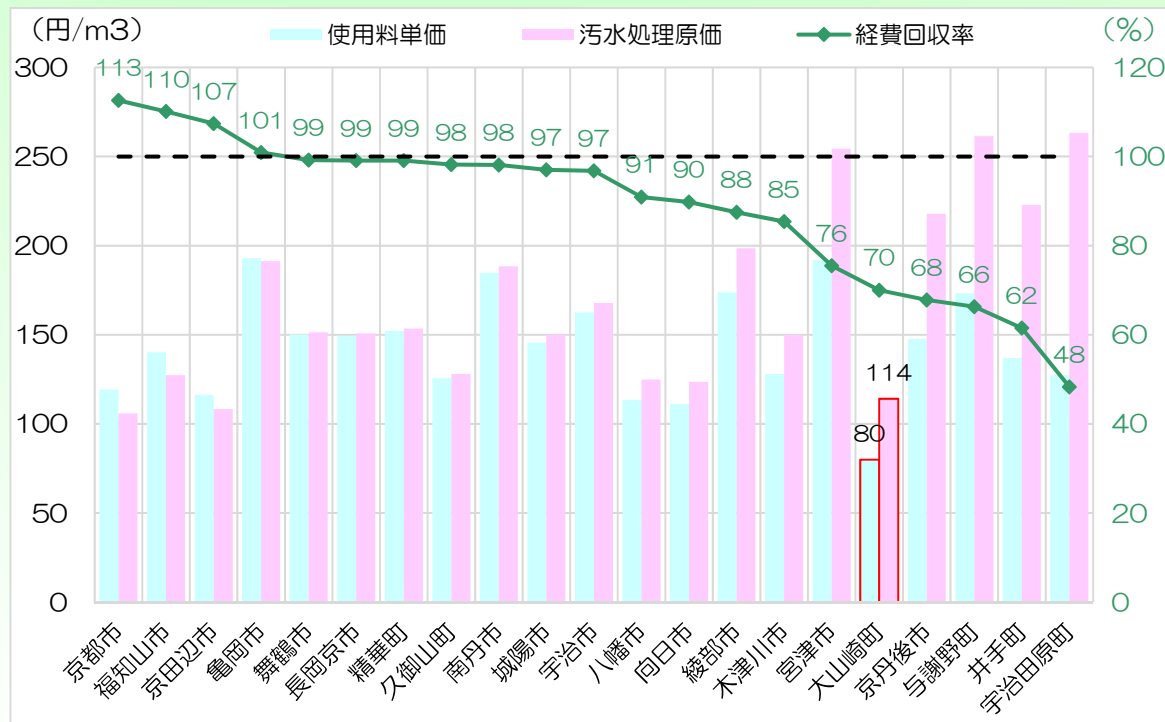
<R4経費回収率>

（R4地方公営企業年鑑（総務省）より）

(円、%)	使用料単価	汚水処理原価	経費回収率
京都市	119	106	113
福知山市	140	127	110
京田辺市	116	108	107
亀岡市	193	191	101
舞鶴市	150	151	99
長岡京市	149	151	99
精華町	152	153	99

(円、%)	使用料単価	汚水処理原価	経費回収率
久御山町	126	128	98
南丹市	185	188	98
城陽市	146	150	97
宇治市	162	168	97
八幡市	114	125	91
向日市	111	124	90
綾部市	174	199	88

(円、%)	使用料単価	汚水処理原価	経費回収率
木津川市	128	150	85
宮津市	192	254	76
大山崎町	80	114	70
京丹後市	148	218	68
与謝野町	173	261	66
井手町	137	223	62
宇治田原町	127	263	48



経営目標 経費回収率100%以上

意味 使用料収入で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す（使用料水準を評価する）指標

計算式 $\text{使用料単価（使用料収入）} \div \text{汚水処理原価（汚水処理費、公費負担除く）} \times 100$

- 経費回収率100%を上回る事業体は京都市、福知山市、京田辺市の3市のみ。
- 大山崎町のR4経費回収率は70%と他の小規模事業体と同様に低い。

4.国の動向

<下水道使用料の水準>

- ▶大山崎町R5実績：汚水処理原価121.03円/m³、使用料単価94.83円/m³
(家庭用使用料1,540円/20m³・月)、経費回収率76%

現在の使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは使用料単価150円/m³ (家庭用使用料3,000円/20m³・月) に引き上げること。

(平成17年1月21日全国財政課中央・市町村課長合同会議資料)

下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置について、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。

(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知)

➡ 令和7年度以降の国庫補助金の重点交付要件化 (150円/m³以上)

令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円(税抜)未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は、社会資本整備総合交付金(国庫補助金)の重点配分の対象としないことが示されました。

(令和2年7月22日付 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項(国交省))

4.国の動向

＜社会資本整備総合交付金等の交付要件（国交省）＞

（社会資本整備総合交付金要件改正 令和2年3月31日国土交通省）

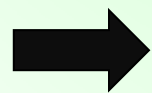
▶公営企業会計の適用に係る要件

人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行していること。

▶使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。

など



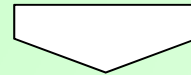
要件をみなすものだけに限り、交付対象とする。

基準額繰入金（一般会計から補填）をもらったとしても、下水道事業継続が困難になる恐れ

5. 今後の流れについて

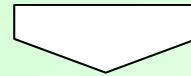
収支ギャップの解消に関する事項の整理

- ▶ 収支ギャップの解消に必要な事項を決め、経営状況をどのようにしていくかについて方向性を示す。



投資・財政計画の確定

- ▶ 収支ギャップの解消の方向性をもとに、必要に応じて投資・財政計画の整理を行い、計画期間内における収支見通しを確定する。



経営戦略の骨格の作成

- ▶ 経営戦略への記載が必要となる項目を整理し、計画の骨格を作成する。
- ▶ 下水道使用料改定の必要性の検証を行い、経費回収率向上に向けたロードマップを策定。